



2025年12月26日

各 位

会社名 杉田エース株式会社
代表者名 代表取締役社長 杉田 裕介
(東証スタンダード コード番号 : 7635)
問合せ先 専務取締役 井関 誠
(TEL 03-3633-5150)

**株式会社UMKによる当社株式に対する公開買付けの結果
並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ**

株式会社UMK（以下「公開買付者」といいます。）が 2025年11月13日から実施しておりました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、2025年12月25日をもって終了しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、2026年1月8日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、下記のとおり、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に異動が生じる見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「杉田エース株式会社（証券コード：7635）の普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果について報告を受けました。

なお、本公開買付けに応募された株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,683,035株）以上となりましたので、本公開買付けは成立しております。

2. 親会社及び主要株主である筆頭株主の異動について

（1） 異動予定年月日

2026年1月8日（本公開買付けの決済の開始日）

（2） 異動が生じる経緯

当社は、本日、公開買付者より、本公開買付けの結果について、当社株式2,930,441株の応募があり、応募された当社株式の総数が買付予定数の下限（1,683,035株）以上となり、本公開買付けが成立したことから、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、2026年1月8日（本公開買付けの決済の開始日）付で、当社の総株主の議決権の数に対する公開買付者の所有する議決権の数の割合が50%を超えることとなるため、公開買付者は、新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することになります。

（3） 異動する株主の概要

新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

(1) 名 称	株式会社UMK	
(2) 所 在 地	東京都墨田区緑2丁目14番15号	
(3) 代表者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 杉田 力介	
(4) 事 業 内 容	1. 株式、有価証券の保有、売買、運用及び管理業務 2. 前号に付帯関連する一切の事業	
(5) 資 本 金	0.5百万円	
(6) 設 立 年 月 日	2025年10月30日	
(7) 大 株 主 及 び 持 株 比 率 (2025年11月12日現在)	杉田 裕介	50%
	杉田 力介	50%
(8) 当社と公開買付者の関係		
資 本 関 係	該当事項はありません。 なお、公開買付者の代表取締役である杉田力介氏は、 本日現在、当社株式を70,000株（所有割合（注1）： 1.30%）所有しております。	
人 的 関 係	本日現在、当社の取締役副社長である杉田力介氏は公 開買付者の代表取締役を兼務しております。	
取 引 関 係	該当事項はありません。	
関連当事者への該当状況	公開買付者は、当社の代表取締役社長である杉田裕介 氏及び当社の取締役副社長である杉田力介氏が議決権 の全部を所有しており、当社の関連当事者に該当しま す。	

（注1）「所有割合」とは、当社が2025年11月12日に公表した「2026年3月期半期報告書」に記載された2025年9月30日現在の発行済株式総数（5,374,000株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（8,931株）を控除した株式数（5,365,069株、以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の記載について同じとします。

（4）異動前後における当社株式の所有する議決権の数及び議決権所有割合

	属性	議決権の数（議決権所有割合（注4））			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	親会社及び主要株主 である筆頭株主	29,304個 (54.62%)	—	29,304個 (54.62%)	1位

（注2）「議決権所有割合」は、本基準株式数（5,365,069株）に係る議決権の数（53,650個）に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。

（5）開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

本公司買付けの結果、公開買付者は、当社の非上場の親会社等として開示対象となります。

（6）今後の見通し

公開買付者は、本公司買付けにより当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式及

び本不応募合意株式（注3）を除きます。）を取得することができなかつたことから、当社が 2025年11月12日付で公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の「3. 本公司買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（4）本公司買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手続により、当社の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとすることを予定しているとのことです。なお、当該手続の実施により、当社株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の定める上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

今後の具体的な手続及び実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第速やかに公表いたします。

（注3）「本不応募合意株式」とは、杉田直良氏、杉田裕介氏、杉田力介氏、杉田直良氏の配偶者である杉田邦子氏及び有限会社杉田商事（杉田裕介氏、杉田力介氏、杉田直良氏及び杉田邦子氏と総称して「本不応募合意株主」といいます。）が、それぞれ所有する当社株式の合計1,999,000株のことをいいます。

以上

（添付資料）

2025年12月26日付「杉田エース株式会社（証券コード：7635）の普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

2025年12月26日

各 位

会 社 名 株式会社UMK

代 表 者 代表取締役 杉田 力介

杉田エース株式会社（証券コード：7635）の普通株式に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社UMK（以下「公開買付者」といいます。）は、2025年11月12日、杉田エース株式会社（証券コード：7635、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2025年11月13日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが2025年12月25日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本公開買付けの概要

（1）公開買付者の名称及び所在地

株式会社UMK

東京都墨田区緑2丁目14番15号

（2）対象者の名称

杉田エース株式会社

（3）買付け等に係る株券等の種類

普通株式

（4）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	3,366,069（株）	1,683,035（株）	—（株）
合計	3,366,069（株）	1,683,035（株）	—（株）

（注1）本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（1,683,035株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,683,035株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注2）本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定していないため、買付予定数は、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数を記載しております。当該最大数は、対象者が2025年11月12日付で公表した「2026年3月期半期報告書」（以下「対象者半期報告書」といいます。）に記載された2025年9月30日現在の発行済株式総数（5,374,000株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（8,931株）並びに杉田裕介氏、杉田力介氏、杉田直良氏、杉田邦子氏及び有限会社杉田商事（以下、「本不応募合意株主」といいます。）が所有する対象者株式の全て（合計：1,999,000株。以下「本不応募合意株式」といいます。）を控除した株式数（3,366,069

株)になります。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることができます。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

（5）買付け等の期間

① 買付け等の期間

2025年11月13日（木曜日）から2025年12月25日（木曜日）まで（30営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

（6）買付け等の価格

普通株式1株につき金1,710円

2. 買付け等の結果

（1）公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,683,035株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の数の合計（2,930,441株）が買付予定数の下限（1,683,035株）以上となりましたので、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（2）公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第30条の2に規定する方法により、2025年12月26日に、東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

（3）買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	2,930,441株	2,930,441株
新株予約権証券	一株	一株
新株予約権付社債券	一株	一株
株券等信託受益証券（）	一株	一株
株券等預託証券（）	一株	一株
合計	2,930,441株	2,930,441株

(潜在株券等の数の合計)	(一株)	(一株)
--------------	------	------

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一 個	(買付け等前における株券等所有割合 — %)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	19,990 個	(買付け等前における株券等所有割合 37.26%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	29,304 個	(買付け等後における株券等所有割合 54.62%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	19,990 個	(買付け等後における株券等所有割合 37.26%)
対象者の総株主の議決権の数	53,638 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者半期報告書に記載された2025年9月30日現在の総株主の議決権の数です。ただし、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者半期報告書に記載された2025年9月30日現在の発行済株式総数(5,374,000株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(8,931株)を控除した株式数(5,365,069株)に係る議決権の数(53,650個)を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
 東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号
 マネックス証券株式会社(復代理人) 東京都港区赤坂一丁目12番32号

② 決済の開始日
 2026年1月8日(木曜日)

③ 決済の方法
 (東海東京証券株式会社から応募される場合)

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を、本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以降遅滞なく、応募受付けをした公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指

定した金融機関口座へ送金するか、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の証券取引口座へお支払いいたします。

(マネックス証券株式会社から応募される場合)

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付復代理人から応募株主等の指定した場所へ送金します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載した内容から変更はありません。

なお、本公開買付けの結果を受け、公開買付者は、対象者株式の全て（ただし、対象者の所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。）を取得し、対象者の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとするため、株式併合によるスクイーズアウト手続を実施することを予定しております。対象者株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、当該手続が実行された場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者株式は所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。今後の具体的な手続及びその実施時期等につきましては、対象者と協議の上、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社UMK

（東京都墨田区緑2丁目14番15号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

以上